

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：モロッコ国ラバト - カサブランカ内陸高速道路
建設事業準備調査 (QCBS) 【有償勘定技術支
援】

調達管理番号：22a00968

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年3月15日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年3月15日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：モロッコ国ラバト - カサブランカ内陸高速道路建設事業準備調査 (QCBS) 【有償勘定技術支援】
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2023年6月～2024年5月
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
調達・派遣業務部 契約第一課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
担当者メールアドレス：Kan.Kae@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
中東・欧州部 中東第一課
- (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年3月22日12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年3月29日12時
3	質問への回答 3月22日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年3月27日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2023年4月3日

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4 営業日前から 1 営業日前の正午まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2023 年 4 月 7 日 12 時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時 of 2 営業日前まで
9	見積書の開封	2023 年 4 月 28 日 11 時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第 1 位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日以内 (連絡先 : e-propo@jica. go. jp)

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022 年 4 月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の 2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第 1 章 企画競争の手続き」の「4. （3）日程」参照）。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

提供資料：

- ・ 第 3 章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛
CC: 担当メールアドレス

3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）
- 注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。
- 注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。
- 注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納 ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記4.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
 - ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。
- 3) 本見積書及び別見積書、別提案書
- 本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、パスワードを設定したPDFファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- (3) 提出先
- 1) プロポーザル
「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」
 - 2) 見積書（本見積書及び別見積書）
 - ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
 - ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
[例：20a00123_〇〇株式会社_見積書]
 - ③ 本文：特段の指定なし
 - ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
 - ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- (4) 提出書類
- 1) プロポーザル・見積書
 - 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）
- (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項
- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
 - 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

①（価格評価点）＝最低見積価格＝100 点

②（価格評価点）＝最低見積価格／（それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4.（2）に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100 点

*最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N として計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（4）契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点と同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点と同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 4.（3）日程の期日までにプロポー

ザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「モロッコ国ラバト - カサブランカ内陸高速道路建設事業準備調査（QCBS）【有償勘定技術支援】」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

モロッコ王国（以下「モロッコ」という。）は、コロナ禍により2020年GDP成長率は▲6.3%となったが、過去20年にわたり堅調な経済成長を続けている（2000年代は平均4.9%、2010年代は平均3.5%の成長率）（World Development Indicators、以下「WDI」という。）。かかる経済成長は、交通網整備を含むインフラ整備が大きな役割を果たしてきた（世銀、2021）。設備・水利省（以下「設備省」という。）はこれまで、全国で計57,300km以上の公道（うち高速道路は1,800km）を建設し、これら道路は現在モロッコ国内の人の移動の90%、物流の75%を担っている。モロッコは2021年の一人当たりGDP（約3,350米ドル）を2035年には倍増させる計画であり（「新しい発展モデル」、2021）、これに伴い人やモノの移動も増加することが見込まれている。一方、設備省は第二次全国高速道路計画（以下「SAAN2」という。）、2008）において、2035年までに更に1,700kmの高速道路新設を目指すとしており、この実現が喫緊の課題となっている。

またモロッコの経済の中心は、最大都市であるカサブランカが位置するカサブランカ=セタット地方（総人口の約20%）と、首都ラバトが位置するラバト=サレ=ケニトラ地方（同約13%）であり、同2地方は2020年のGDPのそれぞれ約32%、約16%を担っている（高等計画委員会、2022）。今後も、この2地方がモロッコ経済の成長を牽引していくことが想定される。

この両都市間の人の移動や物流を支えている既存のラバト - カサブランカ高速道路（総延長59km。ラバト - カサブランカ - サフィを結ぶ全長約330kmの有料高速道路1号線の一部区間）は、1991年に開通したモロッコで最初の高速道路であり、北部タンジェから南部、また内陸部に伸びる国内の交通大動脈である高速道路網の基幹部をなす。両都市の経済成長と人口増加に伴って同区間の交通量は年々増加（約28千台/日（2005年）→約68千台/日（2019年））しており、2035年には120千台/日となることが予測されている（ADM、2022）。2012年には同区間の2車線から3車線への拡張事業が実施されたが、平日の朝夕の通勤時を中心に渋滞が頻繁に発生しており（ピーク時は平常時と比べて1.5倍の時間を要する）、同区間の円滑な交通を保ち、もって国

内のより広範な物流の効率化も図るため、モロッコ政府は、ラバト - カサブランカ間の第二の高速道路となる内陸高速道路の建設を優先事業と位置付けている。

上記に加えて、同国には本邦企業も多く進出しており（2021年時点で67社うち半数以上が製造業）、カサブランカ=セタット地方、ラバト=サレ=ケニトラ地方を中心に多くの拠点や工場を構えている。また近年、カサブランカ、ケニトラ、タンジェなどにおいて本邦企業による自動車部品等の新工場設立の計画が相次いで発表されている。これら本邦企業にとっても、工業製品を円滑に輸送させるためラバト - カサブランカ間の交通インフラが整備されることの意義は大きい。

このように、本事業はモロッコ経済の要であるラバト - カサブランカ間の内陸高速道路を整備することにより、当該区間における人の移動や物流の効率化・増強を図り、もって同地域及び国内全体における経済成長に寄与するものであり、運輸交通セクターにおける重要事業に位置付けられる。

本調査は、カサブランカ=セタット地方及びラバト=サレ=ケニトラ地方を対象に、本事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

第3条 事業の概要

(1) 事業名：ラバト - カサブランカ内陸高速道路建設事業

(2) 事業目的

本事業は、ラバト - カサブランカ間の内陸高速道路を建設することにより、当該区間における人の移動や物流の効率化・増強を図り、もって同地域及び国内全体における経済成長に寄与するもの。

(3) 事業概要

- 1) 高速道路（片側2車線、橋梁部のみ片側3車線）、約60km）建設、附属施設（料金所、休憩施設・サービスエリア等）、道路交通システム等
- 2) コンサルティング・サービス（詳細設計レビュー、入札補助、施工監理、環境社会配慮等）

(4) 対象地域

モロッコ王国カサブランカ=セタット地方及びラバト=サレ=ケニトラ地方

(5) 関係官庁・機関

本調査の対象となる事業に関する関係官庁・実施機関は以下の通りである。但し、調査の過程において、これ以外の官庁・機関が関係する場合は判明する等した場合は、その旨発注者報告し、確認・了解を得た上で調査を継続すること。

1) 実施機関：モロッコ高速道路公社（Autoroute du Maroc：ADM）

2) その他関係官庁・機関

- ・ 経済・財政省
- ・ 設備・水利省
- ・ 国土整備・都市計画・住宅・都市政策省
- ・ 輸送・物流省
- ・ 保証・企業金融公社

（6）本事業に関連する我が国の主な支援活動

実施機関モロッコ高速道路公社（ADM）との間で、民間技術普及促進事業「特殊高所技術を用いた構造物点検技術普及促進事業（2016～2017年）」及び技術協力「アフリカ交通人材育成プロジェクト」（2021年～2024年）を実施しており、高速道路整備・維持管理にかかる日本の知見が導入されている。本事業で建設する架橋区間では、高所での構造物の定期点検に関する本邦技術の活用が見込まれる。

第4条 調査の目的と範囲

本調査は、「第5条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第6条 調査の内容」に示す事項の調査を実施し、もって我が国の有償資金協力事業として本事業を実施するにあたって JICA が行う審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第7条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第5条 調査実施の留意事項

（1）円借款検討資料としての位置づけ

本調査の成果は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際の検討資料及び当国の事業承認の基礎資料として用いられることとなる。本調査で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時発注者と十分に協議し、承認を得る。

また、本調査で検討・策定した事項が実施機関／関係機関への一方的な提案とならないよう、借入国政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とする。

一方、当該審査の過程において、対象事業の内容が本調査の結果とは一部異なる結論となる可能性がある可能性に留意し、借入国関係者に本調査の結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう留意する。

本調査では、積算額に関する先方政府との認識の一致に特に留意する必要がある。従って、本調査においては、当初想定されていた技術仕様や当該技術仕様に基づく積算額について先方政府または実施機関と認識の一致を図り、協議・調整状況について速やかに発注者に情報共有を行うとともに、遅滞なく協議議事録を作成する。協議議事録は、ファイナル・レポートに添付する。

(2) 審査の重点項目

本調査の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、取りまとめに際して、発注者が別途指示する基本的な基準、様式に従ってとりまとめる。

- 1) 適用される技術基準
- 2) 施工計画
- 3) 調達計画
- 4) 事業費
- 5) 事業実施スケジュール
- 6) 事業実施体制
- 7) 運営・維持管理体制
- 8) 運用・効果指標
- 9) 内部収益率 (IRR)
- 10) 環境社会配慮

また、審査に当たり必要な項目の追加を指示する可能性がある。

(3) 発注者への事前説明・確認

本調査の成果（協議資料等の中間的な成果を含む。）について借入国政府側の関係省庁・機関に提示する場合には、発注者に事前に説明・確認の上、その内容について承認を得るものとする。借入国政府、特に実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受ける。

なお、発注者への説明・確認については、対面、オンラインによる会議形式で行うことを原則とし、困難な場合は電子メール等による実施も可とする。打合せ後は、遅滞なく受注者にて打合簿を作成し、発注者の確認を得る。

(4) 実施機関への説明、了解の取り付け

本調査の要所要所においては、実施機関に十分に説明、了解を取り付けたうえで進める。具体的には、キックオフ会議、インテリムレポート案の協議、ドラフトファイナルレポート案の協議、ファイナルレポート案の協議を想定している。なお、実施機関の会議室には限りがあるため、必要があれば、別途会場を借り上げることも可とする。

(5) 先行調査・既往事業から得られる情報のレビュー及び活用

本調査に先立って以下に列挙する調査、事業が実施されているところ、かかる先行調査・既往事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査実施が求められる。²

先行調査一覧

- 1) ETUDE D'AVANT-PROJET DE L'AUTOROUTE CONTINENTALE RABAT-CASABLANCA) : ETUDE DES COULOIRS POTENTIELS (2020年8月) (F/Sの一部を構成し、主としてルート選定にかかる代替案の検討を行うもの)

² プロポーザルにおいて、先行調査・既往事業から得られる情報と本調査で必要な項目について整理し、本調査で調査すべき事項についてその理由と共に提案する。

- 2) Etude des impacts sur l'Environnement des couloirs envisagés (2022年5月)
(想定される最優先ルートを前提とした際の環境影響調査)
- 3) Etude d'Avant-Projet de l'autoroute continentale Rabat-Casablanca (2022年5月) 主として、土質調査、水文調査、基本設計、工事数量表などを実施・検討しているもの。

既往事業一覧

- 1) 円借款「高速道路建設事業」(1997年 L/A 署名)
- 2) 円借款「カサブランカ市南部バイパス建設事業」(1998年 L/A 署名)
- 3) 無償資金協力「道路保守建設機械訓練所機材整備計画」(2005年2月 E/N 署名)
- 4) 円借款「マラケシュ～アガディール間高速道路建設事業」(2006年 L/A 署名)
- 5) 民間技術普及促進事業「特殊高所技術を用いた構造物点検技術普及促進事業(2016～2017年)」
- 6) 技術協力「アフリカ交通人材育成プロジェクト」(2021年～2024年)

(6) 調査における地理的な対象範囲

本調査における自然条件調査、事業実施スケジュール(施工計画、工事安全対策等を含む)、環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所(及びその周辺)のみならず、本事業を実施するにあたって必要となり、かつ実施機関により提供されるべき用地(例:土取り場、土捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ、等)(及びその周辺)についても考慮に含まれることに留意する。

(7) 本邦企業の参入促進

日本の中小企業を含めた本邦企業が有する技術、製品、アイデアの活用の可能性があれば、プロポーザルで提案する。JICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業に関する情報は、以下のJICAのウェブサイト

(https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html)を参照し、過去の採択事業リスト等も参考にする。

(8) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月改正公布)(以下「JICA環境社会配慮ガイドライン」という。)に掲げる道路セクターに該当するため、カテゴリAに分類されている。

本調査においては、JICA環境社会配慮ガイドラインにそって、借入国政府の定める環境社会配慮に係る法令/許認可手続き、世界銀行セーフガードポリシー等を必要に応じて参照しつつ「第6条 調査の内容」に示す業務を行う。

借入国政府の定める環境社会配慮に係る法令/許認可手続きの内、特に重要と思われるものを以下に列挙するが、これに関わらず必要なものは適宜参照する。

- 1) Dahir n° 1-14-09 du 4 jouradal 1435 (6 mars 2014) portant promulgation de la Loi-cadre n° 99-12 portant Charte Nationale de l'Environnement et du Développement Durable
- 2) Dahir n° 1-03-59 portant promulgation de la loi n° 11-03 relative à la protection et à la mise en valeur de l'environnement
- 3) Dahir n° 1-03-60 du 12 mai 2003 portant promulgation de la Loi n° 12-03 relative aux études d'impact sur l'environnement

また本調査における環境社会配慮において特に留意すべき点は以下の通りである。

- ・本事業は保護区、国立公園、生物学的に重要な生息地等 JICA 環境社会配慮ガイドライン上の影響を受けやすい地域に直接通過・隣接しないように高速道路のラインメントが定められていると考えられるが、本事業の自然環境への影響有無を調査で確認する。
- ・本事業は高速道路を新設するものであり、用地取得が見込まれているところ、その詳細（地籍・地目別の用地取得面積、被影響住民数、非自発的住民移転者数、生計手段の喪失の有無、補償・支援の内容等）について本調査で確認する。
- ・事前に周辺住民（社会的弱者含む）対象施設関係者への事業実施予定に係る周知等を含め、現地ステークホルダー協議の実施が必要な点に留意する。
- ・環境許認可の詳細や、対応事項を確認する。
- ・汚染対策、自然環境面、社会影響面のそれぞれについて、現時点で具体的な影響は特定されていないが、事業対象地が広範囲にわたることを踏まえ、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については本調査で詳細を確認する。
- ・その他、具体的なモニタリング項目・手法等については本調査で詳細を確認する。

（9）施工時の安全対策について

本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等）、（コンサルティング・サービスを含む）事業費や工期、施工方法の検討に反映する。かかる検討に際しては借入国の建設分野に適用される労働安全衛生法制、及び関連の各種基準を確認すると共に、「JICA 安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）（2021年2月）を参照する。JSSS は円借款事業で一般的に発生する工種や現場の状況における工事安全上の最低限の要求事項を示したものである。

なお、同仕様書は仏語圏である本事業の円借款融資対象契約において適用することを想定していないが、その内容に鑑み、本事業の実施段階で使用される、されないにかかわらず内容を十分に理解した上で、可能な限りその要求事項を満たせるように調査を実施する。

また、借入国側の対応が求められるような事項（用地確保や交通規制等）については、対応をとるべき当事者、調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

（10）調査実施段階、及び事業実施段階における治安上の安全対策

当該事業の借入国／事業対象地域は、一般犯罪やテロ等の治安面でのリスクは高くないと思われるが、調査実施に当たっては JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）に従うこと。

（11）Information and Communication Technology（ICT）技術の活用可能性の検討

建設分野における生産性向上の観点から、建設において ICT 技術が活用される場合がある。本調査では、Construction Information Modeling, Management（CIM）又は Building Information Modeling, Management（BIM）の導入について、建設時および建設後のモロッコ側による維持管理時の双方において活用され生産性向上・業務効率化に資するかという視点で ICT 技術の活用が見込まれるかについて検討する。³

³ 測量・設計・積算等の業務効率化や、工期の短縮、品質・安全性向上等に資する先端技術（例：UAV、航空 LiDAR、衛星 DEM、AI 判読、等）の活用が見込まれる場合には、プロポーザルにて提案する。

(12) 調査データの提出

デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進の観点から、JICA では事業を通じて得られるデータを集約し、効率的・効果的な案件管理・案件形成を目指す方針としている。JICA として集約すべきデータの種類や様式について検討段階にあり、本調査では今後の検討の材料として試行的に調査データの取得を実施する。自然条件調査、交通調査、環境社会配慮調査等のベースライン調査を通じて得られる調査データに関し、位置情報が含まれるデータについては後述する様式に従い発注者に提出する。将来的には調査データの取得に当たっては可能な限り位置情報の取得を求めることを想定しているが、本調査においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。なお、調査データの取得に当たっては、当該協力準備調査の実施対象地域の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合或いは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、JICA が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

データ格納媒体：CD-R を基本とする。CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議する。

データ形式：位置・線形情報については、KML もしくは GeoJSON 形式とし、ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式、交通データ（現況・将来双方）については JICA-STRADA 形式（CSV 等）で提出する。なお、Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを最終報告書に合わせ提出する。

(13) リスク管理シート（Risk Management Framework）について

開発途上国における円借款事業は、実施段階で十分な監理を行っても期限内・予算内に完成しないケースや、事業完成後の便益が当初の想定水準に達しないケースがあり、大型のインフラ事業においてこのような状況をもたらす影響は特に大きい。こうしたケースの発生を未然に防止しつつ、審査段階および実施（案件監理）段階において発生し得る問題への対応策を予め検討しておくためには、案件形成の初期段階において潜在的なリスク要因の特定および対応策の策定を行う必要がある。これを踏まえ、本業務においては発注者が提示する様式を用いて、本事業のリスク及びその対応策を取り纏める。

(14) 発注者が実施するミッションへの協力

発注者が実施予定のファクトファインディングミッション時（2024年1月の実施を予定）等、ミッションの日程に一部同行し、情報共有や案件検討に向けた支援を行う。

第6条 調査の内容

(1) 業務計画書の作成・提出

業務計画書を共通仕様書第6条に従い作成し、発注者に提出する。

(2) インセプション・レポートの作成・協議

1) 借入国政府からの要請関連資料及び既存調査結果等の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。特に先

行調査における課題点や更新が必要な箇所を整理し、借入国政府側にて検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料、情報、データをリストアップし、全体調査計画に反映する。

- 2) 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成し、発注者に事前確認を求める。
- 3) 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、実施機関、関係省庁・機関に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

(3) 事業の背景・必要性の確認・整理

対象事業の背景や必要性を確認・整理するために必要な情報収集、分析を行う。一般的に必要となる事項は以下のようなものであるが、対象セクターや事業の特性に応じて適宜項目を追加・修正する。

- 高速道路開発に関係する上位計画・関連計画との整合性（上位計画・関連計画の名称、策定年次、期間、作成・承認機関、本事業の位置づけを整理）
- 事業対象地域の経済・社会状況（事業対象地域の自然条件、社会条件、経済条件（地域の経済動向、貧困状況、周辺の開発計画、等）等について、本事業を必要とする現状、課題に関連性の高いものを整理）
- 他ドナーや国際機関の支援実績・見通し（他ドナー事業との連携可能性、類似案件予定の有無、本事業との重複の有無を調査する）

(4) 自然条件調査等のレビュー

概略設計、施工計画、積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化する設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査等のレビューを行う。既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、及び既存データでは十分な情報が得られない際は下記に該当する調査を行う。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。⁴

- 1) 気象・風況調査
- 2) 自然災害調査
- 3) 水理・水文調査
- 4) 地形測量
- 5) 地質調査
- 6) 地籍調査
- 7) 支障物件調査
- 8) 水理解析

(5) 交通需要予測のレビュー

1) 車種別の将来交通量を踏まえた代替案である点を検証するため、既存の交通量観測、路側 OD 調査、将来交通量の予測内容について夜間光データによる裏取り等、人口センサスや企業立地の動向、並びに所得水準と料金水準の関係と共に確認する。確

⁴ 具体的な自然条件調査等の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量、所用期間等）については、特段の指定がない限り、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。なお、提示項目以外に必要なと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

認の結果、将来交通量のルート・料金設定、あるいはサービス向上策（ETC・サービスエリア）に伴う感度分析が必要と判断された場合、発注者と先方実施機関双方の同意を得たうえで、感度分析に必要な追加調査を実施する。本業務については現地再委託による実施を認める。

2) 中型車・大型車の軸重調査について、既存調査の有無を確認する。確認の結果、必要と判断された場合、発注者と先方実施機関双方の同意を得たうえで、舗装設計や橋梁設計に必要な追加の軸重調査を実施する。本調査については現地再委託による実施を認める。

(6) 代替案の検討

上記各種調査や先行調査等のレビューから得られた情報に基づき、経済性、施工性、維持管理、環境社会面の影響の回避・最小化等の観点から、「プロジェクトを実施しない」案も含め、必要な代替案の検討を行う（下記において特に指定のある事項については必ず代替案の検討を行うものとするが、それ以外でも検討すべき事項があれば、それらについても代替案の検討を行う）。

- 1) 路線計画（本線・インターチェンジ・ランプ等の設計速度や特大車混入率に応じた幾何構造、接続される高規格・一般双方道路網との関係から増減する開発・誘発・転換交通需要に応じた必要車線数等の見地から、接続道路側の改良案を含めた代替案を提案する）
- 2) 橋梁計画（経済性の向上、工期短縮、環境負荷軽減、工事中／供用後の安全性、維持管理面の向上等の見地から、有益と思われる代替案を提案する）
- 3) 施設設備・事業運営計画（現道（A1）と一体的に運用可能な料金体系、サービスエリアのビジネスモデル、同国で維持管理の実績を持つ民間企業による O&M 支援、インターチェンジ・ランプ付近での工場誘致などのインター周辺地域開発など、高速道路案件における PPP の導入可能性等の見地から有益と思われる代替案を提案する）

(7) 概略設計のレビュー

上記各種調査や先行調査等のレビュー、代替案の検討を踏まえ、以下の概略設計内容の過不足をレビューする。なお、概略設計レビューにあたっては、当該事業に係る設計方針を確認し、発注者へ協議・承認を得るとともに、先方実施機関からの合意を得る。

また、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照して設計総括表を作成し、発注者に対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。

なお、概略設計レビューにおいては、事業目的に資するデジタル技術がある場合は、積極的に追加提案することとする。

- 1) 道路の線形設計
 - ・ 道路平面設計（縮尺 1/1,000）
 - ・ 道路縦横断設計（20m 毎＋変化点）
- 2) 道路の構造設計
 - ・ 舗装設計
 - ・ 橋梁設計
 - ・ 道路・斜面施設設計
 - ・ インターチェンジ・ランプの設計
 - ・ 集約／端末料金所・サービスエリアの設計

・その他附帯施設の設計（水施設等）

3) 電気設備・保守設備・防災設備の計画

事業完成後、将来交通量を考慮し、安全性に配慮した設備計画を検討する。また、供用時、将来の運用計画を満足するための配電計画、道路維持管理・交通管制・取り締まり用の施設・機材等を検討する。

4) 完成予想図（CIM/BIM を活用した CG・動画等）

3次元モデルを含む CIM/BIM を活用する等して、完成予想図を複数箇所選定の上、英語・仏語のナレーション・字幕付き動画を作成する。

(8) 事業実施計画の策定

1) 施工計画（仮設・架設を含む）

建設工法、施工手順、排水等の仮設備計画、及び資機材等の調達方法・輸送ルート・手段及び施工に必要な工事用道路、ストックヤード等の用地取得計画を施工計画にて提案する。施工計画の策定に当たっては、可能性のある施工ヤード、資機材の搬出入方法、掘削土の搬出・処分方法などの調査結果も踏まえる。

また、想定される事業地の周辺の既存道の状況を踏まえ、工事用道路としての使用可能性に配慮して、必要に応じて周辺既存道路の改修計画も考慮する。

2) 建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画

安全対策に係る借入国の法令を確認し「JICA 安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）」（2021年2月）を参照の上、工事安全対策並びに事業地周辺の交通への負荷を考慮した交通管理計画を提案する。

3) 特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法

特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法がある場合には、施工計画の中で明確にする。

4) 必要な資機材の調達事情

事業で使用する主な資機材について、借入国、隣接国又は第三国での調達可能性を整理する。

5) 資機材調達計画

本事業で調達する主な資機材について、最も合理的な調達先を整理し、資機材調達計画を策定する（施工段階での陸上・海上輸送計画、維持管理段階で必要となる部材・パーツ・機材の調達計画を含む）。

6) 事業実施スケジュールの策定

施工計画、資機材調達計画、相手国政府の手続きや用地取得等を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。また、施工・調達にあたって重要な項目及び環境社会配慮や森林・耕作地（休耕地を含む）、使用許可、用地取得等の外部条件を調査・整理して、バーチャート上に示す。その際には、施工にあたって必要となる資機材の仮置き場及び工事用地の確保、施工に必要な工事用道路構築等に要する期間について適切に反映する。

スケジュール作成に当たっては、ラマダン月等も踏まえた上で現実的なものを設定する。

(9) 本邦技術の活用可能性の検討

本調査では当該項目は適用しない。

(10) 事業費の積算

事業費については、以下に従って積算する。

1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載せず、別途発注者に提出する。このうち、下線部についてはその算出方法等を発注者から指示することがある。

ア. 本体事業費

イ. 本体事業費に関するプライスエスカレーション

ウ. 本体事業費に関する予備費

エ. 建中金利

オ. フロントエンドフィー

カ. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

キ. その他 1（融資非適格項目）

- ① 用地補償等
- ② 関税・税金
- ③ 事業実施者の一般管理費
- ④ 他機関建中金利

ク. その他 2（融資非適格項目※）

- ① 完成後の委託保守費
- ② 初期運転資金
- ③ 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
- ④ 支障物件移設費

※案件の性質によっては融資適格項目とすることが可能。

2) 事業費の算出様式

事業については、別途発注者から提供されるコスト積算支援ツール（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。なお、コスト積算支援ツールの動作環境は、64bit 版 Windows OS(Windows 10 以上)を推奨している（Macintosh は推奨しない）。

3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）（2009 年 3 月版）」を参照する。

4) 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

5) 直接工事費・諸経費の内訳

直接工事費の内訳、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の内訳について、算定根拠（バックデータ、適用した積算基準等）とともに発注者に提出する。

なお、直接工事費の内訳は、予備設計レベル（百番台または中項目）と同等以上に細分化する。

また、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）については、率計上分に加えて、積上げ計上分も含むものとする（積上げ計上については、具体的に計上した費目が分かるように明記する）。

6) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、事業目的の達成を前提としてコスト縮減の可能性がある事項を整理し、コスト縮減策をとることができる場合の制約条件とその効果にかかる検討結果を別途発注者が指示する様式にとりまとめ、提出する。特に主要な代替工法については、従来技術・工法とのコスト比較は必須とする。

7) 類似事業との概略事業費等の比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナーや借入国政府等が実施した類似事業について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、概略事業費の妥当性を示す資料として報告書には記載せずに別途発注者に提出する。

- ・ 実施時期
- ・ 事業費（総事業費（当初見積額・実績額）及び内訳）
- ・ 設計条件・仕様
- ・ 入札方法（Pre-Qualification：PQ 基準、国際入札／国内入札等）
- ・ 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払条件（履行保証の有無等）等）
- ・ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理・保安対策等）

(1 1) 調達計画の策定

概略設計、施工計画に基づき、調達すべき資機材の数量を算出する。また、将来のコントラクター応札の観点から契約形態に相応しいパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。検討にあたっては「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2012年4月）」、及び各種標準入札書類の内容を踏まえる。なお、下記2)～4)の内容については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

1) 借入国における当該類似事業の調達事情

- ・ 当該事業で実施される類似の工事／設備導入にかかる入札と契約にかかる一般事情
- ・ 現地施工業者の一般事情（施工実績、保有する建設機械等）
- ・ 現地コンサルタントの一般事情（詳細設計、入札補助、施工監理における経験・能力）

2) 入札手法、契約条件の設定

- ・ 調達方式
- ・ 契約約款
- ・ 契約条件書等の設定の基本方針
- ・ 適用する JICA 標準入札書類 等

3) コンサルタントの選定方法案

- ・ International Consultants の採否

- ・ ショートリストの策定方法
- ・ コンサルタントのプロポーザル選定方法（QCBS/QBS）等

4) 施工業者の選定方針案

- ・ PQ : Pre-Qualification 条件の設定
- ・ 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
- ・ Local Competitive Bidding (LCB) の採否 等

(1 2) 事業実施体制の検討

1) 実施機関の体制（組織面）

実施機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理する。

2) 実施機関の体制（財務・予算面）

実施機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。

3) 実施機関の体制（技術面）

実施機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。

4) 実施機関の類似事業の実績

実施機関が事業主体となった同規模の事業の実績（実施中を含む）・課題を整理する。

5) 実施段階における留意事項の整理と技術支援の必要性

事業実施体制について、上記1)～4)における課題及び必要となる制度（運用効果指標を事業実施前・事業完了後ともに計測できる仕組みや体制を含む）、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に関して、技術的な支援の必要性について本調査で検討し、提案する。

(1 3) 運営・維持管理体制の検討

1) 運営・維持管理機関の体制（組織面）

運営・維持管理機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理する。

2) 運営・維持管理機関の体制（財務・予算面）

運営・維持管理機関の財務状況を財務諸表の分析を通じて整理することで、運営・維持管理体制の財務的持続性を確認する。

3) 運営・維持管理機関の体制（技術面）

運営・維持管理機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。

4) 運営・維持管理機関の運営・維持の実績

運営・維持管理機関が運営・維持している施設の名称、規模、立地地域などを整理する。

5) 運営・維持管理段階における留意事項の整理と技術支援の必要性

運営・維持管理体制について、上記1)～4)における課題及び必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に関して、技術的な支援の必要性について本調査で検討し、提案する。

(14) 実施機関負担事項の確認

1) 用地の取得・確保（作業用地、土取り場、土捨て場等を含む）

工事実施に必要な用地について、所有者、規模、位置、アクセス方法、取得完了予定時期、実施機関の責任・役割を整理する。また、作業用地、土取り場、土捨て場については、位置、規模の概略を確定する。

2) 住民移転

住民移転について、地籍図を基に合法・非合法別の移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。

3) 支障物件移設

支障物件移設について、支障物件の種類ごとに移設完了時期（移設に必要な期間）、占有物件管理者・実施機関の責任・役割を整理する。

4) 事業実施に必要な許認可

事業実施に必要な許認可について、許認可権者、許認可取得に要する期間、実施機関の責任・役割を整理する。

5) 工事実施上の規制（工事安全、環境等を含む）

工事実施上の規制について、規制権者、実施機関との関係を整理する。

(15) 環境社会配慮に係る調査

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）（以下、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」）に基づき、環境アセスメント報告書案（英文及び仏文）の作成を行う。環境アセスメント報告書案には、世界銀行 Environmental and Social Standard (ESS) 1Annex 1に記載ある内容を含めることとし、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2022年9月改訂版）」及び世界銀行の環境社会ポリシーを参考にする。相手国等（関係官庁・機関）がスコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）案と報告書案の段階で、それぞれ事前に十分な情報を公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。環境社会配慮助言委員会にスコーピング案と報告書ドラフトの段階で助言を求めため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」＜参考資料＞の環境チェックリスト案を必要に応じ作成する。

環境社会配慮に関する主な調査項目は、以下のとおり。本調査については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。

1) ベースとなる環境社会の状況の確認

汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を

含む。また、隣接する地域で環境社会配慮調査が過去に実施されている場合には、既存のデータも参照しつつ必要な情報・データを収集する。

2) 借入国政府の環境社会配慮制度・組織の確認

- ・環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
- ・当国の制度における手続きや所要期間
- ・「JICA 環境社会配慮ガイドライン」との乖離及びその解消方法
- ・関係機関の役割

3) スコーピングの実施

4) 影響の予測（基本的に定量的予測を含む）

5) 影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）の比較検討

6) 緩和策（回避・最小化・軽減・緩和・代償）の検討

7) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用、モニタリングフォーム等）（案）の作成

8) 予算、財源、実施体制の明確化

9) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がされるよう支援する。）

10) プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO₂ 換算トン以上の場合、供用段階における排出量推計

必要に応じて、環境アセスメント報告書案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。また環境社会配慮助言委員会にスコーピング案と報告書ドラフトの段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。

(16) 用地取得・住民移転にかかる計画案の作成

「JICA 環境社会配慮ガイドライン」、世界銀行 ESS5 及び相手国政府の住民移転計画に関するガイドラインに基づき、住民移転計画案（英文及び仏文）の作成を行う。住民移転計画案には、世界銀行 ESS5 Annex 1 に記載のある内容及び以下 1) ~ 18) を含めることとする。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2022 年 9 月改訂版）」を参考にする。なお、環境社会配慮助言委員会に「住民移転計画案作成方針」及び「住民移転計画案」を作成した段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑応答等の業務支援を行う。また、住民移転計画案を策定するために実施し

た、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」と乖離がある場合、その解消策を提案する。

なお、本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。

1) 住民移転に係る法的枠組みの分析

用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と「JICA 環境社会ガイドライン」の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な対応策を提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償基準の公開、補償金の算定方法、合意される個別補償内容の文書化や対象者への説明・閲覧要件、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する乖離については必ず確認する。

2) 住民移転の必要性の記載

事業概要、事業対象地、用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるために検討された初期設計の代替案を記載する。

3) 住民移転について、地籍図を基に正規・非正規別の移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。

4) 社会経済調査(人口センサス調査、地籍・財産・用地調査、家計・生活調査)の実施

人口センサス調査は、事業による用地取得・住民移転等の対象者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者(地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非正規占有者を含む)数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデートが宣言され、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。

地籍・財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量、正規・非正規の別を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。

家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者(特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、老人、女性、子供、先住民族、少数民族、障害者、マイノリティ、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す)に係る情報を整理する。本業務については現地の事業に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。

5) 損失資産の補償、生活再建対策の立案

損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件(地主、小作人、賃借人、商売人、店舗従業員、非正規占有者を含む)を特定する。

土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。

損失のタイプ、損失の程度、補償・支援の受給権資格者、受給補償内容、責任機関等その他を記載した補償の枠組みを整理したエンタイトルメント・マトリックスを作成する。

ESS5で定義される再取得費用に基づく損失資産の補償手続き及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得費用と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。

生活・生計への影響については、移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能で有ることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。

6) 移転先地整備計画の作成

取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を地籍図・土地利用計画図等を基に選定し、住宅や社会基盤（上下水道、区画道路等）の整備計画、社会サービス（学校、医療等）提供計画を作成する。移転先地の選定にあたっては同立地の災害リスクを勘案する。また、移転先地整備に伴う環境影響評価、緩和策、環境管理計画を作成する。

7) 苦情処理メカニズムの検討

8) 事業対象地にある既存の苦情処理メカニズムを活用すべきか、新たに苦情処理メカニズムを構築すべきかについて、容易さ、利便性、信頼性等の観点から比較検討する。選定された苦情処理メカニズムに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。

9) 実施体制の検討

住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)を特定し、各機関の責務(機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等)を記載する。

10) 住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、能力強化策を策定する。基本的には整備した移転地の引き渡し後、地方自治体が移転地のインフラや電気・ガス・水道・通信等のメンテナンスの責任を持って行うことについて、実施機関、自治体から承諾を得る。

11) 実施スケジュールの検討

12) ①補償金や転居に必要な支援(引越手当等)を提供し終え、②移転先地のインフラ整備や社会サービス(医療や教育等)の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

13) 費用と財源の検討

14) 補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度

に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討する。

15) モニタリング・事業終了評価方法の検討

実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。

独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

16) 住民移転が計画どおり実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

17) 住民参加の確保

社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。なお、住民協議等に必要な費用は再委託費に含むこととする。

18) 必要に応じて、住民移転計画案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

(17) ジェンダー視点に立った調査と計画策定

1) 現状把握

事業対象地域のジェンダーに関連する社会規範・慣習を踏まえ、本事業で想定する裨益者の男女で異なるニーズや課題等について調査する。また、実施機関における女性の雇用促進や管理職割合、技術者育成等のジェンダーに係る方針を確認するとともに、他ドナー実施分も含む類似事業における労働者の女性割合の現状、ジェンダー視点に係る施策の有無・内容等を調査する。

2) 上記を踏まえた実施機関との協議

上記の調査実施後、実施機関との協議を行い、ジェンダー課題やニーズに対応するための取組み（本事業におけるジェンダー視点に立った設計・仕様・取組の反映、本体工事における非熟練／熟練労働者雇用に占める女性割合の設定、同一賃金の徹底、女性労働者用ファシリティの設置、等）の事業内容への反映および、「ジェンダー・アクション・プラン（GAP）」（ジェンダー平等と女性のエンパワメントに関する取組の計画・実施方法・指標・モニタリングの仕方などを記した計画）の作成を検討する。加えて、住民説明会におけるジェンダーバランスの担保、男女双方からのヒアリングを通じた対象地域被影響住民の適切な把握、寡婦世帯・女性世帯主世帯など特に脆弱な状況におかれた世帯への特別保証措置等の方策につき、検討する。

具体的な検討に際してのステップは以下の通り。

①本事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための設計・仕様・取組を特定・設定する。

②ジェンダー視点に立ったアウトプット（運用・効果）設定の必要性を検討する。

③ジェンダー視点に立った設計・仕様・取組を担保し測定するための運用・効果指標を設定する。

また、Gender Assessment Report 等の提出を要請された場合には、実施機関による資料作成や質疑応答等の業務支援を行う。

なお、調査は以下具体的な調査手法を記した「ジェンダー主流化の手引き（運輸・交通）」、及び「ジェンダー視点に立った COVID-19 対策の推進」を踏まえた視点をを用いて実施する。

- ・ ジェンダー主流化の手引き（運輸・交通）

https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_02_transport.pdf

- ・ ジェンダー視点に立った COVID-19 対策の推進

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/COVID-19.html>

(18) 免税措置の確認

当国での先行する円借款事業における免税対応も参考に、本事業における当国の免税措置について、当国の法制度を参照しつつ、確認する。

(19) 本事業実施にあたっての留意事項の整理

本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。特に以下の観点に留意する。

1) 施工業者の選定方針

- ・ パッケージごとの入札方法・入札書類、PQ・入札・契約条件・Dispute Board 設置の検討。モロッコ側自己資金により実施される調達パッケージが想定される場合には、モロッコ国内における調達法、必要書類の確認を行う。

(20) コンサルティング・サービス

上記一連の調査内容を踏まえ、事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計レビュー、入札補助、施工監理、技術移転、料金の適正な設定等）の内容とその規模（業務人月）について提案する（コンサルタント TOR（案）の作成を含む）。提案内容については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

(21) 事業効果の検討

本事業によって得られる効果を定量的効果、定性的効果に分けて評価する。なお、IRR の算出は、別途発注者から提供される IRR マニュアルを参考とする。（同マニュアルは公示の際に貸与資料扱いとし、契約締結後正式に配布扱いとする。）

1) 定量的効果

① 内部収益率（IRR）

本事業の資金計画等に基づき、経済的内部収益率（EIRR）を算出する。また調査対象事業が将来的に料金収入を伴う場合、財務的内部収益率（FIRR）も併せて算出する。算出に当たっては発注者から提供される「IRR（内部収益率）算出マニュアル」に準拠する。なお、IRR 算出にかかる以下の詳細については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

- ・ 計算根拠（算出にあたっての仮定・前提、単価の設定根拠等を含む）
- ・ 算出に使用した計算シート（Microsoft Excel の電子データ）

② 運用・効果指標

「資金協力事業 開発課題別の指標例（JICA、2020年2月）」を参照しつつ、運用・効果指標を設定し、基準値と共に事業完成の2年後をめどとした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価にあたっての留意事項の整理を行う。なお、本事業における運用・効果指標としては下記を想定するが、その他にも有益な指標があれば適宜提案する。

- ・所要時間（ラバト～カサブランカ市内間ピーク時・オフピーク時）
- ・現道（A1）年平均交通量（千台／日、ラバト～カサブランカ間加重平均値）
- ・新道の年平均交通量（千台／日、ラバト～カサブランカ間加重平均値）
- ・旅客数・貨物量（人／年、トン／年）

2) 定性的効果

本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠と共に、可能な限り具体的に提案する。その際、可能であれば本事業の実施によって得られる本邦企業（本事業における受注企業以外）への裨益効果についても検討する（例：借入国に進出している本邦製造企業にもたらされる便益、等）。

(2 2) 気候変動対策事業としての案件形成に係る情報収集・分析

本事業の実施により、渋滞緩和、物流の効率化等が期待され、温室効果ガス排出量削減へ貢献、また借入国の気候変動に対する適応力強化が一定以上見込まれる場合、気候変動対策事業（緩和策・適応策）と位置づけられる可能性があることから、「JICA 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（適応策）」と（JICA Climate-FIT）（緩和策）（JICA 2022年）」の該当箇所等を参考に、本事業を通じた適応・緩和効果（気候変動により発生する危害の回避・低減効果、温室効果ガス排出削減効果等）の推計を行う。推計を行った結果及びそのバックデータを、発注者に提出する。

(2 3) 本邦企業説明会の実施

本調査では当該項目は適用しない。

(2 4) プルーフェエンジニアリング実施のための資料作成

本調査では当該項目は適用しない。

(2 5) COVID 19 による影響に配慮した計画策定

コロナ対策に関する現地の法令・ガイダンス等を調査し、これらを踏まえて、下記の通りコスト積算、実施スケジュール、コンサルタント TOR 等に反映する。

- 1) コスト積算：現地の法令・ガイダンスや対外公表されている建設現場におけるコロナ対策を参考に、必要となるコロナ対策費を積算に含める。また、事業実施中の感染拡大状況の変化に対応するための暫定金額を計上する。
- 2) 実施スケジュール、コンサルタント TOR・業務人月策定：上記法令等を踏まえて、現実的なスケジュールならびに必要な TOR を作成する。

(2 6) レポート等の作成・協議

- 1) 上記の作業を踏まえて、「第7条 報告書等」に記載の各レポートを作成のうえ、発注者に確認・承認を得ることとする。
- 2) 現地調査の冒頭には、レポート内容について先方関係省庁・機関に対し内容を説明し、協議・確認する。また借入国に JICA 事務所がある場合は、当該事務所に対しても内容の説明を行う。
- 3) 当国関係省庁・機関の事業承認に必要な情報を提供するために、別途発注者が

指定する様式で情報提供を求める可能性がある。

第7条 報告書等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。また以下の3)～5)のレポート提出時には、データファイルの提出に加え、要約を和英3部・仏5部をレポートとは別に作成し、併せて提出することとする。⁵

また本契約における最終成果品は、6) 準備調査報告書及び7) デジタル画像集とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について承認を得るものとする。なお、当該説明については、打ち合わせによることを原則とする。また、打ち合わせ後に受注者にて打合簿を作成し、発注者の確認を得る。

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10営業日以内

部 数：和文3部（簡易製本）

2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後1か月以内

部 数：和英3部（簡易製本）、仏5部（簡易製本）

3) インテリム・レポート

記載事項：プロジェクトの背景・経緯、実施・運営体制、最適路線案、コンサルタントのTOR（詳細設計・入札補助等）、コンサルタントの業務量、コンサルタントの調達等に係るスケジュール、概略設計結果、環境社会配慮、自然条件調査等

提出時期：2023年9月29日まで

部 数：和英3部（簡易製本）、仏5部（簡易製本）

4) 準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）1（経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等のExcelファイル（分析の過程が分かるもの）を含む）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）、環境社会配慮の第二回ステークホルダー協議結果含む

提出時期：2024年1月15日まで

部 数：和英3部（簡易製本）、仏5部（簡易製本）

5) 準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）2（経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等のExcelファイル（分析の過程が分かるもの）を含む）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）、環境レビュー方針の反映を含む

提出時期：2024年3月29日まで

部 数：和英3部（簡易製本）、仏5部（簡易製本）

⁵3)～5)のレポート提出時期については、各1回の提出を前提に、より合理的な提出時期をプロポーザルで提案することを妨げない。

6) 準備調査報告書（ファイナル・レポート）（経済財務分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイル（分析の過程が分かるもの）を含む）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2024 年 5 月 31 日まで

部数：和文 3 部（製本版）、仏文 5 部（製本版）、英文 3 部（製本版）、CD-R 3 部

※ファイナル・レポートについては、調査結果の要約を 10 ページ程度で取りまとめ、報告書の最初の部分に入れる。また、一定期間非公開となる情報を除いた英文（簡易製本版）3 部及び和文（要約）3 部を作成し、調査終了後速やかに公開する。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途発注者と十分に協議の上決定する。

ア) コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報

イ) 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報

ウ) 民間企業の事業や財務に関わる情報

7) デジタル画像集

記載事項：事業対象サイト等のデジタル画像

提出時期：準備調査報告書と同時提出

部 数：CD-R 3 部

(2) 収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA 様式による収集資料リストを付したうえで調査終了後発注者に提出する。

(3) その他の提出物

1) 議事録等

先方機関との各調査報告説明・協議に係る議事録（M/M）を作成し、発注者に 5 営業日以内に提出する。JICA 本部・事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10 日前までに配布資料（各報告書の和文要約を含む）を発注者に提出する。

2) 業務従事月報

JICA 規定により、調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月 5 日までに発注者に提出する。本報告書には、業務実績、業務実施上の課題、その対処方針を記載する。

3) 先方機関への提出書類

先方機関への提出文書は、その写しを発注者（現地調査の場合で現地に JICA 事務所がある場合は当該事務所の事務所長も含む）に速やかに提出する。

4) その他

上記の提出物のほかに、第 6 条で報告書に記載せず別途発注者に提出することとした情報や、発注者が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

(4) 成果品の仕様

インセプション・レポート、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポートは原則として簡易製本とし、ファイナル・レポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積もりとしてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案への該当条項
1	本調査で調査すべき事項	第5条 調査実施の留意事項 (5) 先行調査・既往事業から得られる情報のレビュー及び活用
2	自然条件調査等の細目(調査項目、調査内容、仕様、数量、所用期間等)	第6条 調査の内容 (4) 自然条件調査等のレビュー
3	交通計画における代替案の検討	第6条 調査の内容 (5) 交通需要予測のレビュー (6) 代替案の検討 (7) 概略設計のレビュー
4	道路計画における代替案の検討	
5	橋梁計画における代替案の検討	
6	施設設備・事業運営計画における代替案の検討	

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：道路事業に関する各種調査業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／道路・交通計画
- 道路計画・設計 1
- 橋梁計画・設計 1

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 10.50 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者／道路・交通計画】

- ① 類似業務経験の分野：高規格道路事業に係る各種調査
- ② 対象国及び類似地域：全途上国
- ③ 語学能力：英語

④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：道路計画・設計1】

- ① 類似業務経験の分野：高規格道路計画・設計に係る各種調査
- ② 対象国及び類似地域：全途上国
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：橋梁計画・設計1】

- ① 類似業務経験の分野：橋梁計画・設計に係る各種調査
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

【**留意事項**】語学の証明書に関して、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していますので、ご注意ください。なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっています。

(詳細：https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html)

3) その他学位、資格等

プロポーザル作成ガイドラインの21ページで説明する「機構が実施している契約管理セミナー」として、「能力強化研修（円借款の建設工事の安全管理に係るコンサルタント能力強化研修）」を評価対象とします。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2023年6月上旬より業務を開始し、下記の期日までにそれぞれの報告書を提出する。

- 1) インテリム・レポート：2023年9月29日まで
- 2) 準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）1：2024年1月15日まで
- 3) 準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）2：2024年3月29日まで
- 4) 準備調査報告書（ファイナル・レポート）：2024年5月31日まで

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 53.50人月（現地：30.50人月、国内：23.00人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

1. 業務主任者／道路・交通計画（2号）
2. 道路計画・設計1（3号）
3. 道路計画・設計2
4. 橋梁計画・設計1（3号）

5. 橋梁計画・設計 2
6. 工事安全対策計画
7. 交通調査／交通需要予測
8. 自然条件調査 1（地形測量、地籍調査）
9. 自然条件調査 2（気象調査、水理・水文調査、自然災害調査）
10. 自然条件調査 3（地質調査）
11. 環境社会配慮 1（自然環境、生活環境）
12. 環境社会配慮 2（社会環境、住民移転）
13. 調達／施工計画／積算
14. 経済・財務分析／気候変動対策／ジェンダー平等推進
15. 運営・維持管理
16. CIM／BIM・CG 作成

3) 渡航回数を目途 全 28 回

上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地／国内再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 気象・風況調査
- 自然災害調査
- 水理・水文調査
- 水理解析
- 地形測量
- 地質調査
- 交通調査
- 地籍調査
- 支障物件調査
- 環境社会配慮
 - 社会経済調査
 - 住民移転計画

(4) 貸与資料／公開資料等

1) 貸与資料

本調査に関する以下の資料を中東・欧州部中東第一課にて貸与します。専用アドレス（7rtm1@jica.go.jp）宛にご連絡ください。

- ETUDE D'AVANT-PROJET DE L'AUTOROUTE CONTINENTALE RABAT-CASABLANCA) : ETUDE DES COULOIRS POTENTIELS (2020年8月)
- Etude des impacts sur l'Environnement des couloirs envisagés (2022年5月)
- Etude d'Avant-Projet de l'autoroute continentale Rabat-Casablanca (2022年5月)
 - カテゴリ B 案件報告書執筆要領 (2022年9月改訂版)
 - IRR 算出マニュアル

2) 公開資料

- モロッコ王国 「高速道路建設事業」 事後評価報告書
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2007_MR-P11_4_f.pdf
- モロッコ王国 「カサブランカ市南部バイパス建設事業」 事後評価報告書
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2007_MR-P12_4_f.pdf
- 円借款「マラケシュ-アガディール間高速道路建設事業」 事前評価報告書
及び事後評価報告書
事前評価 https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2005_MR-P23_1_s.pdf
事後評価 https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013_MR-P23_4_f.pdf
- 民間技術普及促進事業「特殊高所技術を用いた構造物点検技術普及促進事業」（2016年～2017年）事業報告書
事業報告書 https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12300620_01.pdf
添付資料 https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12300620_02.pdf
- 技術協力「アフリカ交通人材育成プロジェクト」（2021年～2024年）評価報告書
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2017_1600215_1_s.pdf

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「3.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。
- ②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

245,165,000円（税抜）

なお、定額計上分 67,050,000円（税抜）については上記上限額に含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記 (3) 別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) **上限額を超える以下の別提案に関する経費**
- 6) **定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費**

(4) 定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

なお、概算金額を記載している3. 交通調査～7. 衛星画像・衛星 DEM 調達は当初契約に含めず、必要に応じて増額の契約変更を行う予定です。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	資料等翻訳費（仏語）		1,500,000 円		一般業務費
2	報告書翻訳費（仏語）	第2章特記仕様書案第7条報告書等	2,000,000 円		報告書等作成費
3	交通調査	第3章プロポーザル作成にかかる留意事項2. 業務実施上の条件（3）現地／国内再委託	10,000,000 円		現地再委託経費
4	自然条件調査	第3章プロポーザル作成にかかる留意事項2. 業務実施上の条件（3）現地／国内再委託	10,000,000 円	気象・風況調査 自然災害調査 水理・水文調査 地形測量 地質調査 地籍調査 支障物調査	現地再委託経費
5	環境社会配慮調査	第3章プロポーザル作成にかかる留意事項2. 業務実施上の条件（3）現地／国内再委託	30,000,000 円		現地再委託経費
6	水理解析	第3章プロポーザル作成にかかる留意事項2. 業務実施上の条件（3）現地／国内再委託	5,000,000 円		国内再委託経費
7	衛星画像・衛星 DEM 調達	第2章特記仕様書案第5条調査実施の留意事項（10）Information and Communication Technology (ICT) 技術の活用可能性の検討	8,550,000 円		第三国または国内再委託経費

(5) 見積価格について、
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICA の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒ドバイ⇒カサブランカ（エミレーツ航空）

東京⇒パリ⇒ラバト（エールフランス航空）

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) その他留意事項

1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(26)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／道路・交通計画	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○○○	(-)	(11)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	4
(2) 業務従事者の経験・能力：道路計画・設計 1	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：橋梁計画・設計 1	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	